人事異動

内閣

菅原　晶子　　野原　彰人　　真柄　明宏
内閣官房日本経済再生総合事務局参事官に任命する（各通）（三月十二日）
荻野　和郎　　黒岩　祐治　　近藤　達也
丹呉　泰健　　手代木　功
堀田　知光　　松本洋一郎　　水野　弘道
森下　竜一　　山本　修三
内閣官房健康・医療戦略室健康・医療戦略参与に任命する（各通）
（復興庁福島復興局長）復興事務官　丸山　淑夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　諸橋　省明
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上三月十五日）

防衛省

（スイチ派遣国際救援隊長兼スイチ派遣国際救援隊撤収支援隊長）一等陸佐　神成　健一
陸上自衛隊補給統制本部施設部補給計画課長を命ずる（三月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月十七日アイルランド国の国祭日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成25年3月19日
北陸地方整備局長　橋場　克司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	7号	新発田市大字中曽根字通り下642－2から同市小舟町3丁目2121－1まで

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成25年3月19日
北陸地方整備局長　橋場　克司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	116号	燕市吉田下中野字箇中才284番5から同市吉田東栄町211番6まで

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、昭和運輸株式会社から、自治労・公共サービス清掃労働組合昭和支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年3月20日午前0時以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
平成25年3月19日
厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、武清掃株式会社から、自治労・公共サービス清掃労働組合東武支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年3月20日午前0時以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
平成25年3月19日
厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年3月21日午前0時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
平成25年3月19日
厚生労働大臣　田村　憲久

別表

茨城県　水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県　前橋赤十字病院
埼玉県　小川赤十字病院
神奈川県　横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県　長岡赤十字病院
長野県　長野県赤十字血液センター
岐阜県　岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県　静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県　伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府　京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府　大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター及び近畿ブロック血液センター
兵庫県　神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県　徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県　松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県　福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県　長崎県赤十字血液センター
宮崎県　宮崎県赤十字血液センター
沖縄県　沖縄県赤十字血液センター

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年三月六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。
平成二十五年三月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称
平成二十三年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十三年度都市部官民境界基本調査簿
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県奥州市、茨城県鹿嶋市、潮来市、埼玉県越谷市、東京都世田谷区、杉並区、神奈川県厚木市、伊勢原市、大和市、横須賀市、海老名市、座間市、秦野市、長野県辰野町、岐阜県岐阜市、羽島市、静岡県静岡市、島田市、伊豆の国市、富士市、沼津市、愛知県名古屋市、三重県津市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、亀山市、滋賀県大津市、大阪府大阪市、堺市、豊中市、藤井寺市、河内長野市、岸和田市、泉大津市、富田林市、高石市、吹田市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、倉敷市及び鹿児島県奄美市の各1部
三　成果の名称
平成二十三年度三村境界基本調査図及び平成二十三年度三村境界基本調査簿
四　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県宮古市、秋田県羽後町、富山県立山町、福井県勝山市、岐阜県中津川市、下呂市、静岡県浜松市、島田市、川根本町、愛知県設楽町、三重県度会町、兵庫県加西市、丹波市、鳥取県日南町、徳島県三好市、那賀町、高知県室戸市、熊本県八代市、大分県中津市、佐伯市、津久見市、宮崎県日南市及び鹿児島県奄美市の各1部
五　成果の名称
平成二十三年度補助基準点測量網図及び平成二十三年度補助基準点測量成果簿
六　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県南陽市、千葉県栄町、三重県津市、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町、岐阜県羽島市、山県市、島根県浜田市及び鹿児島県鹿児島市の各1部